

短時間労働者に対する社会保険適用拡大について

8月10日の参議院本会議で、社会保障と税の一体改革関連法案が可決・成立し、短時間労働者に対する社会保険適用拡大措置を定める「公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能も強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が平成28年（2016年）10月1日から施行されることとなりました。

当政連としては、本年2月に開催した第2回評議員会で短時間労働者に対する社会保険の反対の決議に基づき、民主党東京都連や自民党東京都連に対する要請行動を行い、3月には東商ホールにおいて、全国ビルメンテナンス協会など17業界団体で組織する「流通・サービス産業年金制度等改革検討協議会」の反対集会を取り組んでまいりました。

こうした反対運動の結果、適用対象は、従業員500人超の企業、勤続1年以上、週20時間以上、月収8.8万円以上（当初の提案は7.8万円）となり、拡大対象は当初法律案の45万人から25万人に縮小し、実施時期も1年間遅らせることができました。

しかし、今回の法律には、施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じることが明記されており、将来、適用対象の更なる拡大が図られることも予想されます。

社会保険適用対象の拡大は、高齢者、女性など短時間労働者に大きく依存するビルメンテナンス業界の経営を直撃するものであり、また、現在週20時間以下で働いているパート労働者の多くが望んでいない改革だと言われております。

我々の強い反対にもかかわらず法律が成立してしまいましたが、これ以上の適用拡大が行われないうよう反対の活動を続けてまいりますので、今後とも会員皆様のご協力のほどお願い申し上げます。

平成24年8月20日

東京ビルメンテナンス政治連盟

理事長 佐々木浩二